

弁論要旨 3

令和 6 年（わ）第 373 号大麻取締法違反事件
被告人 柴崎 和哉

弁論要旨 3（立証不十分による無罪）

令和 7 年 9 月 4 日

さいたま地方裁判所熊谷支部刑事部 御中

弁護人 丸井 英弘

記

第 1. 検察官は本件で懲役 1 年という過酷な刑罰を求刑しているが、その根拠である具体的事実を全く立証していない。

1. 過去の判例によれば、大麻取締法の立法目的は「国民の保健衛生上の保護」としているが、そうであるならば本件において検察官は、本件大麻所持が「国民の保健衛生上の保護」に反するという具体的な根拠を示さなければならないことは当然であると考える。

そもそも検察官には本件大麻の有害性を立証する憲法上の義務があります。憲法第 13 条の幸福追求権の保障、憲法第 31 条の適正手続の保障、憲法第 32 条の裁判を受ける権利の保障、憲法第 37 条の刑事被告人の権利の趣旨からして、検察官の憲法上の義務である。

最高裁昭和 60 年（あ）第 445 号昭和 60 年 9 月 10 日第 1 小法廷決定・裁判集（刑事）240 号 275 頁、最高裁昭和 60 年（あ）第 735 号昭和 60 年 9 月 27 日第 1 小法廷決定・裁判集（刑事）240 号 351 頁は、大麻の有害性を認定しているが、その具体的内容は、自動車運転に対する影響のみである。この最高裁の判例を根拠にして、過去の裁判の実務においては大麻の有害性については公知の事実として、裁判所は検察官が大麻の具体的な有害性を立証しなくても有

罪判決を出しているが、このような裁判所のあり方は憲法第 13 条・第 31 条・第 32 条・第 37 条の各趣旨からして根本的に改めなければならないと考える。

なお、夏井高人明治大学専任教授は、「植物分類体系の変化が法制度に与える影響―大麻規制法令を中心とする考察」（この論文は明治大学法律研究所の機関誌に公開されており、公知の事実である）で次のように述べられている。

注（18）

将来、石油などの地下資源が枯渇または大不足する時代が到来することは確実である。現代社会では石油から精製された化学物質を原料とする化学繊維が優勢となっているが、植物由来の繊維（綿、麻など）の有用性は時代を超えて維持されているだけでなく、化学繊維の原料が枯渇する時代にはその重要性を増すものと推定される。したがって、今後の法政策論としては、アサ属（カンナビス属）植物を含め、繊維としての優れた特性を有する原料となる植物を適法に栽培・活用できるようにする方向で再検討すべき時期に来ていると考える。

注（35）

アサ属（カンナビス属）に属する植物すべてを違法なものとして消滅させる方向での法規制・法解釈・法執行は「生物の多様性が進化及び生物における生命保持の機構の維持のため重要であることを意識し、生物の多様性の保全が人類の共通の関心事であることを確認し、生物の多様性の著しい減少又は喪失の根本原因を予想し、防止し及び取り除くことが不可欠であることに留意し、生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないことに留意」すべきものとする生物多様性条約（Convention on Biological Diversity, 1992）の基本精神と真っ向から矛盾することにもなる。

人類にとって有害な植物であるか否とにかかわらず、地球上の種の多様性は維持されなければならない。さりとて人類の安全を考えれば、有害な植物を無条件で野放しにすることもできない。この根本的矛盾を解決するための唯一の方法は、有害性の根拠を吟味した上で、その有害性を抑止するために合理性を有する限度でのみ特定の種類の植物に対する法規制をするという政策を採用する以外にはないものと考ええる。

2. 本件において検察官が明らかにしたのは、本件植物片から大麻草の成分とされるTHCの反応があったというだけである。本件植物片による具体的な弊害の発生の可能性は全く証明されていないのである。他方被告人質問の添付資料からも明らかなように、被告人は従業員に慕われながら真面目に●●●の茶店を経営してきたのである。

従って、本件は大麻草を「みだりに」所持したと評価することはできないのである。

3. また検察官は論告で次のように指摘しているが、これは公知の事実ではない。

「大麻には覚醒剤と比較すると軽微であるが薬物依存性があり、大麻の乱用を繰り返すことにより大麻の精神障害に陥ることや、大麻を長期間乱用することにより、記憶や認知に障害を及ぼし、さらに精神障害を発症するなどの健康被害を生じられる危険性があることは広く知られた公知の事実（令和4年9月29日付け厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会大麻検討小委員会における議論の取りまとめ）である」

1) 厚生労働省は2021年（令和4年）から「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を開催し、大麻成分由来の医薬品の臨床治験を実施するための法整備に加えて、若年者を中心に広がる大麻に注目し大麻使用罪の創設について議論を行った。この検討会では8回の会議を経て2021年（令和4年）6月11日にとりまとめられ、「大麻が健康に与える影響と有害性」を根拠に12名中の9名が大麻の使用に対し罰則を科すことが必要である旨に賛成し、一方で3名は国際動向から厳罰政策では解決しないという観点から反対し、同月25日に報告書が提出されているのである。

厚生労働省監視指導・麻薬対策課が主管課となって開催された「大麻等の薬物対策のあり方検討会」 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_436610_00005.html（2024年10月20日最終閲覧）

厚生労働省「大麻等の薬物対策のあり方検討会とりまとめ～今後の大麻等の薬物対策のあり方に関する基本的な方向について～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001273713.pdf>

（2024年10月20日最終閲覧）」

2) 大麻草の取り扱いを刑事罰の対象にすることの問題点については、弁護人作成の日本評論社発行の法学セミナー1980年12月号の論文「薬物使用と非犯罪化」及び最近公表された「カンナビスに関する世界の第一人者による共同声明」を添付して全面的に引用する。

第2. 本件鑑定では以下の通り、本件植物片が大麻草（カンナビス・サティバ・エル）であるかについての科学的検討を行っていないのであり、有罪にするべき立証が不十分である。

1. 弁護人の本件植物片が大麻草（カンナビス・サティバ・エル）であるかについて判断する際の基準となる標本は存在するかどうかの質問に対して、鑑定人は、標本はないと答えた。

2. また、弁護人から本件葉片からTHCが検出されたと判断する際の標準品が、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）由来か化学合成由来かを確認したかどうか尋ねると、それはしていないと述べた。

3. 鑑定人は、本件葉片には大麻に特徴的な外部形態である剛毛が認められとしているが、この根拠は極めて不十分である。

弁護人が厚生省薬務局麻薬課『大麻（CANNABIS）』（1976年）を提示し、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）に似た剛毛を持つ植物があるという情報を知っているかと質問をしたところ、鑑定人は知らないと述べたのであり、形態学的検査として極めて不十分である。

添付資料

- 1、 日本評論社発行法学セミナー1980年12月号の弁護人作成の論文「薬物使用と非犯罪化」
- 2、 「カンナビスに関する世界の第一人者による共同声明」

(以上)